

◎新型コロナウイルス等対策特別措置

法

(平成二四年五月二一日法律第三一号)

一、提案理由(平成二四年三月二六日・衆議院内閣委員会)

○中川国務大臣　ただいま議題となりました新型コロナウイルス等対策特別措置法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

平成二十一年に発生しました新型コロナウイルスH1N1は、病状の程度がそれほど重くないものでありましたが、現在、東南アジア等で散発的に発生している高病原性鳥インフルエンザH5N1が変異して人から人に感染するようになった場合、多くの人命が失われるおそれがあり、社会全体の混乱も懸念されます。

こうした状況の中で、病原性が高い新型コロナウイルスや同様な危険性のある新感染症に対して、三年前の新型コロナウイルスの教訓も踏まえつつ、必要な法制を整えておくことが喫緊の課題であります。

本法律案は、政府行動計画等の策定、政府対策本部の設置等の措置、さらに新型コロナウイルス等緊急事態における特別な

措置を定め、もって国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とするものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、総則的事項として、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民の責務を定めること、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものでなければならぬことを定めております。また、政府及び地方公共団体は、新型コロナウイルス等の発生に備えて行動計画を作成すること等を定めております。

第二に、新型コロナウイルス等の発生時における措置について、国及び都道府県は対策本部を設置すること、政府対策本部長は医療提供体制並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため特定接種を実施するよう指示できること、検疫に関しては停留施設の確保や、発生国からの航空機等の運航制限を要請できること、都道府県知事は医療関係者に対し医療等を行うよう要請及び指示できること等を定めております。

第三に、政府対策本部長は、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある等の要件に該当する新型インフ

ルエンザ等が国内で発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行うこと、市町村は市町村対策本部を設置すること等を定めております。

第四に、新型インフルエンザ等緊急事態における蔓延の防止に関する措置について、都道府県知事は、住民に対し不要不急の外出の自粛を要請できることや、学校や興行場等の管理者等に施設の使用の制限等を要請及び指示できること、政府対策本部は、市町村の実施する住民に対する予防接種について、その実施指示を行うこと等を定めております。

第五に、新型インフルエンザ等緊急事態における医療等の提供体制の確保に関する措置について、医療機関が不足する場合に、都道府県知事が臨時の医療施設を開設すること及びその場合の医療法等の特例や、土地等を一時的に使用することができること等を定めております。

第六に、新型インフルエンザ等緊急事態における国民生活の安定に関する措置等について、電気事業者、ガス事業者等である指定公共機関等は、その事業の実施について必要な措置を講じなければならないこと、都道府県知事は、医薬品、食品等について売り渡しを要請及び収用できること、新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等のため、行政上の申請期限等を延長すること等を定めております。

新型インフルエンザ等対策特別措置法

第七に、財政上の措置等について、国及び都道府県は、特別の処分が行われたときは損失を補償しなければならないこと、都道府県は、要請等に従って医療の提供を行う医療関係者がそのため死亡等したときは、損害を補償しなければならないこと、国は、地方公共団体の実施する措置に要する費用に対して、他の災害法制の例に倣って、標準税収入に応じて負担割合をかさ上げすること等を定めております。

このほか、罰則に関する規定その他の所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

以上です。

二、衆議院内閣委員長報告(平成二四年三月三〇日)

○荒井聰君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響

新型インフルエンザ等対策特別措置法

一一二

が最小となるようにするため、特別の措置を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、総則的事項として、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民の責務、基本的人権の尊重、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画の作成等を定めることとするものであります。

第二に、新型インフルエンザ等の発生時における措置として、国及び都道府県による対策本部の設置や、特定接種の実施の指示、検疫に関する停留施設の確保及び発生国からの航空機等の運航制限の要請、医療関係者に対し医療等の実施の要請等ができること等を定めることとするものであります。

第三に、新型インフルエンザ等緊急事態措置として、政府対策本部長が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行うことや、蔓延の防止、医療等の提供体制の確保、国民生活の安定に関する措置等を定めることとするものであります。

第四に、財政上の措置等について定めております。

本案は、去る三月十六日本委員会に付託され、同日中川国務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、二十三日に質疑に入り、二十八日、質疑を終局し、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二十四年三月二十八日）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 本法の新型インフルエンザ等対策等が円滑に実施されるよう、地方公共団体、指定公共機関等、事業者及び国民に対し、本法の内容を周知徹底すること。

二 政府行動計画を策定する際の根拠となる被害想定については、最新の科学的知見を踏まえ、いたずらに過大なものとするのではないようにすること。

三 本法の規定に基づく私権の制限に係る措置の運用に当たっては、その制限を必要最小限のものとすよう、十分に留意すること。

四 新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行うに当たっては、科学的根拠を明確にし、恣意的に行うことのないようにすること。

五 放送事業者である指定公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策については、放送の自律を保障することにより、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行

うこと。

六 平時から新型コロナウイルス発生に対応できるよう、医療体制の整備を図るとともに、特に患者が急増するまん延期においては、一般の医療機関も含め、入院措置など適切な措置により医療提供体制の維持を図ること。

七 患者等に対する医療等の実施に関する医療関係者の協力については、医療関係者の理解が得られるよう、各種の安全対策や実費弁償、損害補償の枠組みを十分に説明すること。

八 独居世帯を含めた在宅患者への薬剤処方の方を明示し、周知徹底を図るとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障害者など社会的弱者に対しては、市町村と協力し、見回り、介護、訪問診療、食事提供、搬送等の適切な支援を図ること。

九 先行接種するプレパンデミックワクチンの製造備蓄を万全なものとするともに、特定接種の対象者及び優先順位の在り方を明示すること。

十 全国民分のパンデミックワクチンをより短期間に製造するための研究開発を推進・支援するとともに、接種の優先順位の在り方を明示すること。

十一 新型コロナウイルス等対策等については引き続き国際的な連携を図るとともに、特に発展途上国での医療体制や公衆衛生の向上に積極的に貢献すること。

新型コロナウイルス等対策特別措置法

三、参議院内閣委員長報告（平成二四年四月二七日）

○芝博一 君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、新型コロナウイルス等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型コロナウイルス等対策の実施に関する計画、新型コロナウイルス等の発生時における措置、新型コロナウイルス等緊急事態措置その他新型コロナウイルス等に関する事項について特別の措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、新型コロナウイルスの被害想定の妥当性、パンデミックワクチンの生産体制及び生産されるまでの対処策、施設の使用制限等の要請の効果と内容の明確化、新型コロナウイルス等対策における記録作成、情報公開の重要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知おき願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し十九項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二四年四月二四日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一、本法の新型コロナウイルス等対策等が円滑に実施されるよう、地方公共団体、指定公共機関等、事業者及び国民に対し、本法の内容を周知徹底すること。

二、新型コロナウイルス等が周期的に発生することに鑑み、政府対策本部、都道府県対策本部及び市町村対策本部においては、新型コロナウイルス等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表すること。特に、新型コロナウイルス等緊急事態宣言の決定に至る記録については、会議録等の経過記録と科学的根拠となるデータは完全に保存し、国民への説明責任を果たすとともに、次代への教訓として活用できるようにすること。

三、政府行動計画を策定する際の根拠となる被害想定については、最新の科学的知見を踏まえ、いたずらに過大なものとすることのないようにすること。

四、政府行動計画、都道府県行動計画及び市町村行動計画の策定に当たっては、新型コロナウイルスの特徴、感染

力、病原性に応じて、適切な措置が可能となるよう、いくつかのシナリオを想定して多様な施策の選択肢を確保するとともに、基本的対処方針に基づく施策の実施に当たっては、状況に応じて施策の切り替えが柔軟に行える方式にすること。

五、国民への情報提供に当たっては、情報提供の内容、方法、表現等につき、あらかじめ検討しておき、新型コロナウイルス等発生時には、患者等のプライバシーに配慮し、また、風評被害が生じないよう留意し、迅速かつ正確に情報提供ができる体制をとること。

六、放送事業者である指定公共機関等が実施する新型コロナウイルス等対策については、放送の自律を保障することにより、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行うこと。

七、抗インフルエンザウイルス薬については、適時に、必要な患者に、必要な量の供給が可能となるように、国、地方公共団体、医療機関等による備蓄、配分、流通調整を行うこと。

八、政府対策本部、都道府県対策本部及び市町村対策本部については、医療関係等の専門家を配置する等してその意見を適時適切に聴取するとともに、現場の医療従事者等からの情報・意見を迅速に収集して施策の実施に的確に反映できる体制とすること。また、収集した情報については関係機関で共有

できるようにするとともに、指定公共機関等であるか否かに関わらず、医師会、医学会等医療関係者の諸団体と適切な連携を図ること。

九、先行接種するプレバンデミックワクチンの製造備蓄を万全なものとするとともに、特定接種の対象者及び優先順位の在り方を明示すること。

十、本法に基づき医療関係者に医療を行うことを要請・指示するに際しては、感染症の専門家及び現場の医療関係者等の意見を十分踏まえること。

十一、患者等に対する医療等の実施に関する医療関係者の協力については、医療関係者の理解が得られるよう、各種の安全対策や実費弁償、損害補償の枠組みを十分に説明すること。

十二、新型コロナウイルス等緊急事態措置の実施は広範な人権の制約につながることに鑑み、法第三十二条における新型コロナウイルス等の要件を政令で定めるに当たっては、新型コロナウイルス等に起因する症状等を具体的に示すとともに、新型コロナウイルス等緊急事態の要件を政令で定めるに当たっては、新型コロナウイルス等が国民生活及び国民経済に甚大な影響を与えるおそれの判断基準である感染者の状況、感染地域の広がり方等を明確にすること。その際、新型コロナウイルス等の毒性、感染力等を過大に評価することのない

新型コロナウイルス等対策特別措置法

よう専門家の意見を幅広く聴取するとともに、透明性の確保された手続によって行うこと。

そして、新型コロナウイルス等緊急事態宣言については、ウイルスの病原性、感染力等の科学的知見に基づき、感染者の状況、感染地域を考慮し、慎重に行い、その際、医学・公衆衛生等の専門家の意見を十分踏まえること。

十三、法第四十五条における施設利用等の制限要請等を行う政令については、消毒液の設置、人数制限等のより人権制約の度合いの小さい措置が可能であることを明示し、集会の自由等の人権が過度に制約されることがないようにすること。その際、感染症の専門家及び現場の意見を十分踏まえること。

十四、全国民分のパンデミックワクチンをより短期間に製造するための研究開発を推進・支援するとともに、接種の優先順位の在り方を明示すること。

十五、平時から新型コロナウイルス発生に対応できるよう、医療体制の整備を図るとともに、特に患者が急増するまん延期においては、一般の医療機関も含め、入退院措置など適切な措置により医療提供体制の維持を図ること。

十六、独居世帯を含めた在宅患者への薬剤処方の方を明示し、周知徹底を図るとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障害者など社会的弱者に対しては、市町村と協力し、見回り、

介護、訪問診療、食事提供、搬送等の適切な支援を図ること。

十七、新型コロナウイルス等対策に係る不服申立て又は訴訟その他国民の権利利益の救済に関する制度については、本法施行後三年を目途として検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

十八、国外の在留邦人保護のための方策について検討するとともに、在留邦人の感染国からの出国手段等の確保に万全を尽くすこと。

十九、新型コロナウイルス等対策等については引き続き国際的な連携を図るとともに、特に発展途上国での医療体制や公衆衛生の向上に積極的に貢献すること。

右決議する。